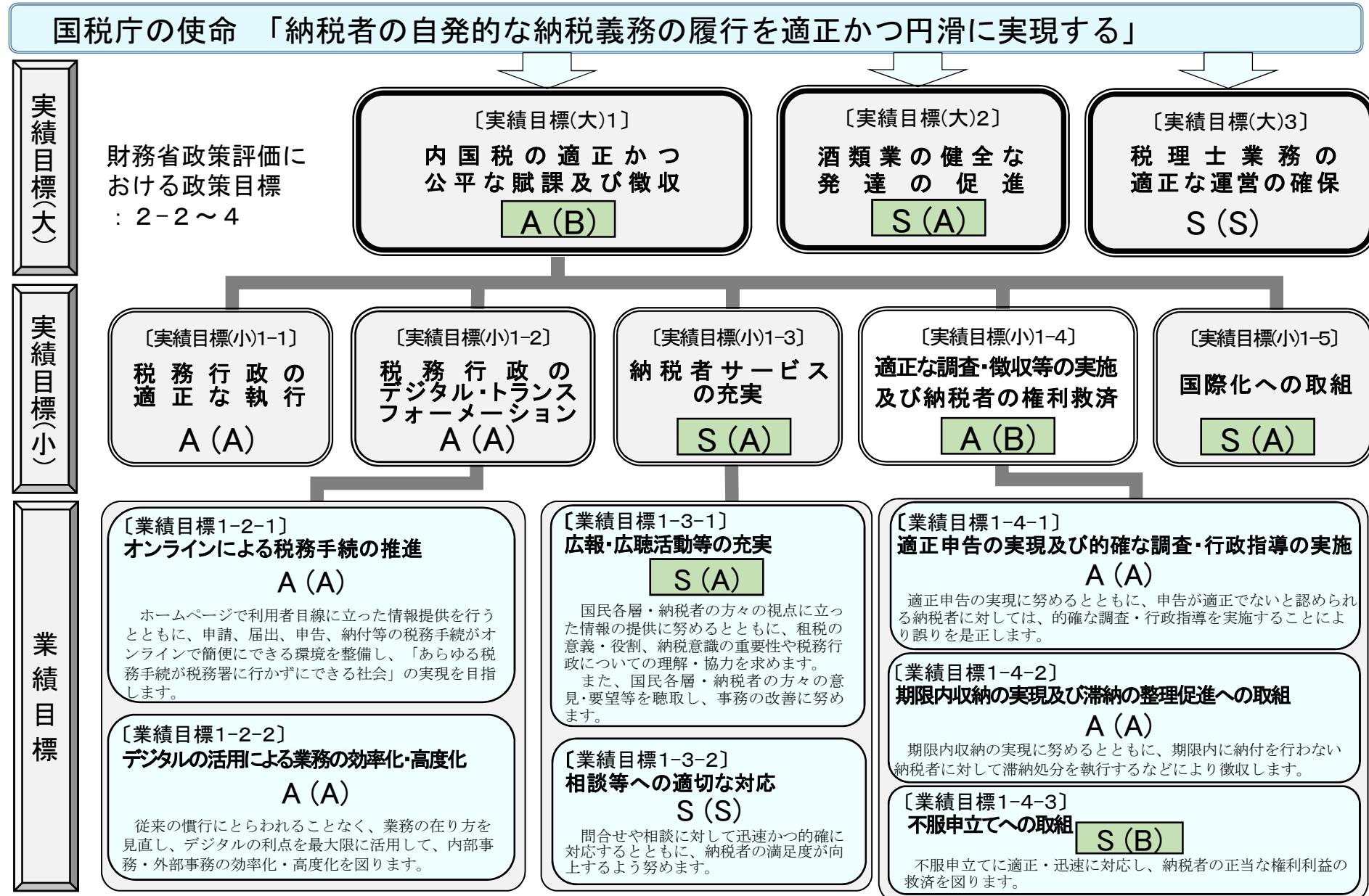


# 令和4事務年度 国税庁実績評価の概要

1. 令和4事務年度の実績目標等の評定一覧	1
2. 令和3事務年度及び令和4事務年度における評定ごとの集計結果	2
3. 令和4事務年度の目標及び施策ごとの評定結果	3
4. 評定が前事務年度と異なる目標の評定理由等	6
5. 理由を付して評定を行った目標	9
【参考1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和4事務年度）	10
【参考2】 評定基準（評価マニュアル）	12

# 1. 令和4事務年度の実績目標等の評定一覧



## 2. 令和3事務年度及び令和4事務年度における評定ごとの集計結果

各府省共通の評定区分		実績目標(大)		実績目標(小)		業績目標		合 計	
		3事務年度	4事務年度	3事務年度	4事務年度	3事務年度	4事務年度	3事務年度	4事務年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	1	2	0	2	1	3	2	7
A	相当程度進展あり	1	1	4	3	5	4	10	8
B	進展が大きくない	1	0	1	0	1	0	3	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	5	5	7	7	15	15

### 3. 令和4事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ①

実績目標・業績目標・施策		評定	
		3事務年度	4事務年度
【実績目標(大)1】内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		B	A
【実績目標(小)1-1】税務行政の適正な執行		A	A
施策	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	s
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3) 守秘義務の遵守	a	a
	(4) 職員研修の充実	s	s
【実績目標(小)1-2】税務行政のデジタル・トランスフォーメーション		A	A
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進		A	A
施策	(1) オンライン申告の推進	b	b
	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	s	a
	(3) 利用者目線に立った情報提供	a	a
	(4) キャッシュレス納付の推進	s	s
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化	a	a
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化		A	A
施策	(1) 内部事務のセンター化の推進	a	a
	(2) 照会等のオンライン化の推進	a	a
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化	a	a
【実績目標(小)1-3】納税者サービスの充実		A	S
【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実		A	S
施策	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	s	s
	(2) 租税に関する啓発活動	a	s
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進	s	s
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保	s	s
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応		S	S
施策	(1) 紳士者からの相談等への適切な対応	s	s
	(2) 紳士者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
	(3) 改正消費税法への対応	s	s

(注)1 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評定です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページ以降で説明しています。3

※

※

### 3. 令和4事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ②

実績目標・業績目標・施策			評定	
			3事務年度	4事務年度
【実績目標(小)1-4】適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			B	A
【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施			A	A
施 策	(1)	有効な資料情報の収集	a	a
	(2)	的確な調査事務の運営	a	a
	(3)	社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
	(4)	悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組			A	A
施 策	(1)	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
	(2)	滞納を未然に防止するための取組	s	s
	(3)	効果的・効率的な徴収事務の運営	a	a
	(4)	滞納の整理促進への取組	s	s
	(5)	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組			B	S
施 策	(1)	不服申立ての適正・迅速な処理	b	s
	(2)	裁決事例の公表の充実	s	s
【実績目標(小)1-5】国際化への取組			A	S
施 策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
	(2)	共通報告基準(C R S)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	s	s
	(3)	国別報告事項(C b C R)の情報交換の的確な実施	s	s
	(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
	(5)	外国税務当局との知見の共有	s	s
	(6)	開発途上国に対する技術協力	a	s

(注)1 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評定です。

3 構外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページ以降で説明しています。

※

※

### 3. 令和4事務年度の目標及び施策ごとの評定結果 ③

実績目標・業績目標・施策		評 定	
		3事務年度	4事務年度
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進		A	S
施 策	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組	a	s
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	s
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備	s	s
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応	s	s
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	s
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	s	s
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	s
【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保		S	S
施 策	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	s	s
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施	s	s
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	s	s

(注)1 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2  (色付き)は、前年と異なる評定です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評定理由等を6ページ以降で説明しています。

## 4. 評定が前事務年度と異なる目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	3事務年度	4事務年度	
【業績目標1-3-1】 広報・広聴活動等の充実	A 相当程度進展あり	S 目標達成	<p>施策「業1-3-1-2 租税に関する啓発活動」に係る測定指標の一つとして「業1-3-1-2-A-4 租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度」を設定しており、見学者のアンケート調査で上位評価を得た割合を95%以上にするよう努めています。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、見学時間の制限及び研究調査員による対面説明の休止（音声ガイド器による説明）をするなど見学者に対するサービスの制限をせざるを得ない状況であったことなどにより、実績値（93.4%）が目標値（95%）を下回りました。ただし、感染症の影響というやむを得ない事情や取組状況を総合勘案し、達成度は「○」としました。</p> <p>一方、令和4年度においては、希望者に対する研究調査員による対面説明を徐々に開始し、見学者のニーズに合わせたきめ細かな説明や見学者の予定時間に合わせた説明時間の工夫、調整等を行うなどの取組をした結果、実績値（97.9%）が目標値（95%）を上回りました。その結果、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該業績目標の評定は「S 目標達成」としました。</p>
【業績目標1-4-3】 不服申立てへの取組	B 進展が大きくない	S 目標達成	<p>施策「業1-4-3-1 不服申立ての適正・迅速な処理」に係る主要な測定指標の一つとして「業1-4-3-1-A-2 審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定しており、1年以内の処理件数割合を95%以上にするよう努めています。</p> <p>令和3年度においては、経済社会の国際化・デジタル化の進展等を背景とした複雑困難な事件などにより、十分な調査・審理を尽くした上で適正な裁決を行うためには時間を要する場合もあったことなどから、新型コロナウイルス感染症の影響等のやむを得ない事情によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しても92.6%と、目標値（95%）を下回りました。</p> <p>一方、令和4年度においては、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集ができる限り早期に行うなどして、更に迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理の促進に取り組んだ結果、実績値（95.4%）が目標値（95%）を上回りました。その結果、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該業績目標の評定は「S 目標達成」としました。</p>

## 4. 評定が前事務年度と異なる目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	3事務年度	4事務年度	
【実績目標(小)1-5】 国際化への取組	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	<p>施策「実1-5-6 開発途上国に対する技術協力」に係る主要な測定指標の一つとして「実1-5-6-A-1 開発途上国に対する技術協力の満足度」を設定しています。</p> <p>令和4年度からは、オンライン形式の導入など研修の実施形態が多様化し、研修の実施環境が大きく変化していく状況を踏まえ、職員派遣研修（現地で開催される研修に職員を講師として派遣）及び受入研修（国内で実施）の測定指標を一つに統合しており、受講者のアンケート調査で上位評価を得た割合を90%以上にするよう努めています。</p> <p>令和3年度においては、職員派遣研修の満足度は目標値を上回った一方で、受入研修の満足度については、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受け入れが困難な中で、オンラインを活用しできる限り研修を実施したものの、対面研修を望む研修受講者の意見もあり、実績値（93.3%）が目標値（95%）を下回りました。ただし、感染症の影響というやむを得ない事情や取組状況を総合勘案し、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、令和4年度においては、感染症の状況が改善したことにより、前年度よりも対面で実施した研修が増加したほか、オンラインも活用するなど様々な方式の研修を実施しました。</p> <p>こうした取組の結果、満足度は98.9%となり、目標値（90%）を上回りました。その結果、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該業績目標の評定は「S 目標達成」としました。</p>

## 4. 評定が前事務年度と異なる目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	3事務年度	4事務年度	
【実績目標(大)2】 酒類業の健全な発達 の促進	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	<p>施策「実2-1 日本産酒類の輸出促進の取組」に係る主要な2つの測定指標については、それぞれ以下に記載した目標を設定しています。</p> <p>【測定指標「実2-1-A-1 日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ターゲット国・地域における酒類の有力な展示会への出展や、日本産酒類の販路拡大を支援するために当該国・地域に配置された酒類輸出コーディネーターによる商談会により、商談機会を提供した国・地域の割合(目標値：90%以上)</li> <li>(2) 上記展示会や商談会に参加した酒類事業者数(目標値：延べ500者以上)</li> <li>(3) 輸出促進コンソーシアムで開催する酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数(目標値：延べ800者以上)</li> </ul> <p>【測定指標「実2-1-A-2 日本産酒類の輸出促進のための中長期観点からの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 主な取組類型(注) の実施割合(目標値：100%)</li> </ul> <p>(注) 令和3年度の主な取組類型は、海外におけるプロモーションイベントなどの5項目、令和4年度は1項目を追加し6項目を設定。</p> <p>令和3年度においては、上記(2)と(3)は目標値を達成しましたが、(1)と(4)については、新型コロナウイルス感染症の影響で展示会の中止や国境をまたぐ移動制限があつたため、それぞれ、84.6%（目標値90%）、80%（目標値100%）と目標値を下回りました。ただし、感染症の影響というやむを得ない事情や取組状況を総合勘案し、この2つの測定指標についての達成度は「○」としました。</p> <p>一方、令和4年度については、コーディネーターが、新たに海外商談会の企画や輸出関連セミナーの企画・講師を行うなど中心的な役割を担ったことなどにより、実績値は、(1)と(4)は100%となり目標値に達したとともに、(2)は延べ603者(目標値延べ500者)、(3)は延べ1,047者(目標値延べ800者)となり、各目標値を上回りました。</p> <p>その結果、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該実績目標の評定は「S 目標達成」としました。</p>

## 5. 理由を付して評定を行った目標

目標 評定	施策 評定	評定理由等	
【業1-2-1】 オンラインによる税務手続 の推進  A	[業1-2-1-1] オンライン申告の推進  b	業績目標「業1-2-1 オンラインによる税務手続の推進」について、5つの施策のうち、1つの施策のみが「b 進展が大きくない」となり、他の4つの施策は「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」となりました。	
	[業1-2-1-2] マイナンバー制度の普及・定着に 向けた取組  a	この「b 進展が大きくない」となった施策「業1-2-1-1 オンライン申告の推進」は、各税目等に係るe-Taxの利用状況・申告状況や利用満足度を測定指標としていますが、利用満足度及び令和4年度に新設した指標を除いて、e-Taxの利用状況における測定指標は、全ての利用率が前年より上昇しています。	
	[業1-2-1-3] 利用者目線に立った情報提供  a	また、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して様々な取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方が、令和3年分の約1.3倍となり、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の2倍を超えるました。さらに、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方が令和3年分から約1.6倍に増加しました。	
	[業1-2-1-4] キャッシュレス納付の推進  s	当該業績目標の評価に当たっては、一部の施策の達成度のみが、目標全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適当と考えられます。	
	[業1-2-1-5] 申請・届出等の合理化・デジタル化  a	これらを踏まえ、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、「A」とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。	

(注) 上記の判定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、「A」とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

# 【参考1】国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和4事務年度）①

※ 詳細は評価書に記載

## I 納税者の利便性の向上～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

### 〔オンライン申告等の推進〕

- 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、e-Tax送信する際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数について、3回から1回に削減
- スマホで作成できる対象に、青色申告決算書・収支内訳書を追加
- 納税証明書について、スマホ・タブレット端末によるオンライン請求・取得を開始
- スマホアプリ納付の導入

### 〔マイナンバー制度の普及・定着〕

- 申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力する、マイナポータル連携機能の対象に、1年間分の医療費通知情報、公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書を追加
- 所得税及び消費税の還付金の受取手段に、公金受取口座を追加

### 〔利用者目線に立った情報提供、申請・届出の合理化等〕

- 国税庁ホームページで税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」の回答について、税制改正等に対応して充実化
- 質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の相談対象に、消費税の確定申告を追加
- e-Taxに登録されている本人情報、還付金等の処理状況及び各税目に関する情報（各種届出等）を確認できる、利用者ごとのページ（マイページ）について、個人の方向けに運用開始

## 【参考1】国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和4事務年度）②

※ 詳細は評価書に記載

### II 業務の効率化・高度化

- 資料情報等の各種データ及びAI等の分析・活用により、大口・悪質な不正計算が想定されるなどの調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施
- 税務調査等で必要な資料をe-Taxで提出する方法について、PDF形式に加えCSV形式を追加
- AIを活用し、応答予測モデルにより作成した効果的なコールリストを活用して電話催告を実施
- 共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンを追加配備
- 国税専門官採用試験に理工・デジタル系の新区分を創設

### III その他の取組

- 研修(職員・開発途上国・酒類業者向け)、インボイス制度等説明会、国際会議などをオンラインにより実施
- 税務大学校の公開講座について、オンデマンド配信を開始
- 納税者の理解と協力の下でWeb会議システム等を活用した調査の実施（国税局調査部（課））
- Web会議システム等を活用した外国税務当局との相互協議の実施
- 日本産酒類の輸出促進のため、海外バイヤーとオンライン商談会を実施

## 【参考2】評定基準（評価マニュアル）

施策の評定	目標の評定（下位目標がないもの）	目標の評定（下位目標があるもの）
<p><b>1 「s + 目標超過達成」</b>            (①及び②をともに満たす場合)</p> <p>① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。            例：実績値が目標値の120%を超過している場合</p> <p>② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。</p>	<p><b>1 「S + 目標超過達成」</b>            施策の評定が「s +」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s +」            (例) 施策① s+            施策② s            施策③ s</p>	<p><b>1 「S + 目標超過達成」</b>            下位の目標の評定が「S +」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S +」            (例) 下位の目標① S +            下位の目標② S            下位の目標③ S</p>
<p><b>2 「s 目標達成」</b>            (①から③までの全てを満たす場合)</p> <p>① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。</p> <p>② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。</p> <p>③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。</p>	<p><b>2 「S 目標達成」</b>            施策の評定が全て「s」            (例) 施策① s            施策② s            施策③ s</p>	<p><b>2 「S 目標達成」</b>            下位の目標の評定が全て「S」            (例) 下位の目標① S            下位の目標② S            下位の目標③ S</p>
<p><b>3 「a 相当程度進展あり」</b>            (①及び②をともに満たす場合)</p> <p>① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注1)である。</p> <p>② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注2)があるか、全ての測定指標が「○」で上記②③の事情がある。</p>	<p><b>3 「A 相当程度進展あり」</b>            施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ            (例) 施策① s            施策② s            施策③ a</p>	<p><b>3 「A 相当程度進展あり」</b>            下位の目標の評定が全て「A」、又は「S」と「A」のみ            (例) 下位の目標① S            下位の目標② S            下位の目標③ A</p>
<p><b>4 「b 進展が大きくない」</b>            (①及び②をともに満たす場合)</p> <p>① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」がある。</p> <p>② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。</p>	<p><b>4 「B 進展が大きくない」</b>            施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない            (例) 施策① s            施策② a            施策③ b</p> <p>※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。</p>	<p><b>4 「B 進展が大きくない」</b>            下位の目標の評定に「B」があり、かつ、「C」がない            (例) 下位の目標① S            下位の目標② A            下位の目標③ B</p>
<p><b>5 「c 目標に向かっていない」</b>            主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合            例：実績値が目標値の50%を下回っている場合</p>	<p><b>5 「C 目標に向かっていない」</b>            施策の評定に「c」がある            (例) 施策① s            施策② a            施策③ c</p>	<p><b>5 「C 目標に向かっていない」</b>            下位の目標の評定に「C」がある            (例) 下位の目標① S            下位の目標② A            下位の目標③ C</p>

(注)1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。